

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

氏名 太誠産業株式会社  
代表取締役 瀬戸 康肇

コピー不可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 7月11日

許可の有効年月日 平成34年 7月10日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：中間処理  
(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- |        |                             |         |
|--------|-----------------------------|---------|
| ア 破碎   | ： 廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず | (以上2種類) |
| イ 圧縮   | ： 金属くず                      | (以上1種類) |
| イ 圧縮梱包 | ： 廃プラスチック類、紙くず              | (以上2種類) |
| ウ 溶融   | ： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず         | (以上3種類) |
| エ 堆肥化  | ： 動植物性残さ                    | (以上1種類) |

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都足立区南花畑四丁目1番20号  
(2) 東京都江東区新砂三丁目10番18号  
(3) 東京都足立区入谷四丁目9番23号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 7月 11日 新規許可  
平成 29年 7月 11日 更新許可 第4回  
平成 30年 1月 4日 変更届 事業の用に供する施設(1)に破碎機、圧縮機の追加

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



産廃エキスパート

認定番号：2-17-C0089

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都足立区南花畑四丁目1番20号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	7.87t/日	-----	平成29年12月26日	-----	-----
圧 縮	金属くず	9.50t/日	-----	平成14年 6月19日	-----	-----
圧 縮	金属くず	9.50t/日	-----	平成29年12月26日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	13.4t/日	-----	平成28年10月 1日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類	-----	3.90t/日	平成16年 3月 8日	-----	-----
	紙くず	-----				
	繊維くず	-----				

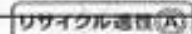
(2) 東京都江東区新砂三丁目10番18号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
堆肥化	動植物性残さ	6.05t/日	-----	平成19年 6月 1日	-----	-----

(3) 東京都足立区入谷四丁目9番23号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	1.60t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
破 碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.76t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず	4.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず	4.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	13.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
	紙くず	22.6t/日				
溶 融	廃プラスチック類	-----	3.90t/日	平成24年12月11日	-----	-----
	紙くず	-----				

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。